

公益社団法人 愛媛県理学療法士会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人 愛媛県理学療法士会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業、活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第5条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

- 2 入会・退会及び異動の手続きは、協会ホームページ「マイページ」での申請およびこの法人の承認をもってすべて理事会に提出したものとする。
- 3 正会員は、特別の事情がある場合、この法人所定の様式に基づく届け出により、理事会の承認を得て1年以内で休会することができる。休会中の会員から会費は徴収しない。休会中は、この法人からの連絡は行わない。
- 4 休会の事由が解消した場合は、すみやかに復会しなければならない

(会費に関する項)

第4条 この法人の会費は年額7,000円とする。会費納入期限は、当該年度の前年度末3月31日とする。

- 2 入会金は2,500円とする。
- 3 賛助会員会費は、別に定める。
- 4 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第5条 会長は、局・専門部及び委員会を置き、会務の運営に当たる。

- 2 局長は、会長の任命により局を統括する。
- 3 専門部の部長は、会長の任命により専門部を運営する。部員は、部長が選任し、会長が委嘱する。
- 4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第6条 常任理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。部長の兼任はできない。ただし委員の兼任は妨げない。

(部長などの選任に関する項)

第7条 部長の選任は、役員改選後の理事会において行う。

第8条 部長および委員の任期については、定款第26条を準用する。

(財務に関する項)

第9条 この法人の正会員が、行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定、支出は、旅費規程に定めるところに従うものとする。

- 2 旅費等は、この法人の正会員が、この法人の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合に限り、旅費規程により算定を行い支給するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第11条 この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認を受けることとする。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この細則は、平成29年6月11日より一部改正により施行する。